

事業主の皆様へ

障害がある方を雇用する 事業主をサポートします！

輪島市は、「障害がある方の就労と社会的自立」を支援する事業主を応援するため、奨励金制度を設けております。是非、この制度をご活用下さい。

■ 輪島市障害者雇用促進奨励金制度

【交付対象】 輪島市内にお住まいの障害がある方（次のいずれかに該当する方）
を市内事業所で雇用する事業主
①身体障害者手帳の交付を受けている方
②療育手帳の交付を受けている方
③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
※障害者就労施設の利用者は奨励金の申請対象外です。

【交付金額】 月額25,000円／人
※給与月額が5万円に満たない場合：給与月額の1/2上限

【交付期間】 雇用開始から24か月以内

【主な要件】 雇用している障害がある方について、以下の要件をすべて満たしている必要があります。
①週の労働時間が8時間以上であること
②月の労働日数が8日以上であること
③6か月以上継続して雇用しており、引き続き雇用する予定であること
④事業主と生計を一にしていないこと
※雇用開始日前後6か月以内に事業主都合により従業員を解雇したときは、奨励金は交付されません。

■ 輪島市障害者継続雇用奨励金制度

【交付対象】 国の特定求職者雇用開発助成金の交付期間終了後も、市内の事業所において引き続き市内にお住まいの障害がある方を雇用する事業主

【交付金額】 月額25,000円／人
※給与月額が7万5千円に満たない場合：給与月額の1/3上限

【交付期間】 国の特定求職者雇用開発助成金の交付対象期間が終了した翌月から24か月以内

《まずは下記までお問い合わせください》

輪島市産業部漆器商工課（電話：0768-23-1147）

〒928-8525 輪島市二ツ屋町2字29番地

◆奨励金の申請方法

いずれの奨励金も交付申請書及び雇用状況等が分かる書類を6か月ごとに提出していただく必要があります。詳細は、輪島市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.wajima.ishikawa.jp/categories/bunya/sangyou/>

◆国の障害者雇用のための助成金制度【特定求職者雇用開発助成金】

身体障害者、知的障害者又は精神障害者（それぞれ65歳未満の者に限る。）をハローワーク等の紹介により、継続して労働者として雇用した事業主に対して、賃金の一部を助成する制度です。

【受給できる額等】

助成額、助成期間は次のとおりです。助成対象期間を6か月ごとに分けて支給されます。（雇用条件によって助成額が異なる場合があります。）

対象労働者	助成額	助成期間
①身体・知的障害者 （②に該当する者及び短時間労働者を除く。）	120万円	2年
②重度障害者・45歳以上の障害者・精神障害者 （短時間労働者を除く。）	240万円	3年
③障害者である短時間労働者	80万円	2年

※上記助成額・助成期間は中小企業事業主に対するものです。また、短時間労働者とは1週間の労働時間が20時間以上30時間未満の者をいいます。

【お問い合わせ先】

ハローワーク輪島（輪島公共職業安定所） 電話：22-0325

輪島市鳳至町畠田 99-3 輪島地方合同庁舎 1階

≪上記助成金以外にもトライアル雇用助成金など様々な支援制度があります≫

障害者雇用の理解のために

輪島市では、「障害のある人もない人も、安心して、共にいきいきと生活するまちづくり」を基本理念に障害者施策を推進しております。

障害があっても、地域の中で自立して生活していくためには、働くこと（就労）が重要なことであり、輪島市では関係機関と連携して「就労の促進」に向け様々な支援を行っております。

障害がある方に直接雇用の場を提供できるのは事業主の皆様であり、就労の促進と雇用の安定は事業主の皆様のご理解を得てはじめて進展いたします。このことを十分ご認識いただき、障害がある方が一人でも多く働く場を得て、地域社会の一翼を担い、生きがいを感じることができるよう、更なるご理解とご協力をお願いいたします。